服務管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 枚方土木事務所 | 子の看護休暇に係る特別休暇について、要件に該当しないものを承認していた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 承認日 | 特別休暇を承認  した時間 | 休暇願の理由 | | Ａ | 令和５年  ４月24日 | 午前９時00分から  午前11時00分まで  午後３時00分から  午後５時30分まで | 配偶者が発熱したため  子（２歳）の監護が必要な状態であるため | | 令和５年  ８月24日 | 午前９時00分から  午前11時00分まで | 配偶者が骨折したため  子（２歳）を保育園に送る必要があったため | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】  （特別休暇）  第15条　任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。  　六　前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合　人事委員会規則で定める期間  【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】  （特別休暇）  第10条　条例第15条第６号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。  十五　中学校就学の始期に達しない子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定める当該子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合　１暦年につき５日(当該子を２人以上養育する職員にあっては、10日)以内で必要と認める日又は時間  【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の運用について（通知）】  第10条関係  １　規則第10条の特別休暇の取り扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。  　(14)　第１項第15号の「中学校就学の始期に達しない子（配偶者の子を含む。）を養育する」とは、12歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の３月31日までの子（養子及び配偶者の子を含む。）と同居してこれを監護することをいい、「看護」とは、職員が負傷、疾病による治療、療養中の子の看病及び通院等の世話を行うことをいい、後遺障害等の機能回復訓練（以下「リハビリ」という。）の介助は含まない。「負傷し、若しくは疾病にかかった」とは、その程度や特定の症状に限るものではなく、風邪、発熱等を含めてあらゆる負傷、疾病が含まれるが、負傷、疾病が治った後のリハビリ等は含まないものとする。同号の「人事委員会が定める当該子の世話」は、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年11月22日及び同年12月５日）